

建設候補地選定に係る意見書

氏名： 中村 文雄

1、水質・土壌汚染防止と周辺住民の安心確保のための基本的方策

本件を含め、今後の処分地は山間地（水源上流部）に設定される可能性が極めて高いので、水質・土壌汚染防止と周辺住民の安心を確保する為に水質監視・管理システムを構築する事が必須と考えられる。すなわち、各地に設置する廃棄物処分場の耐用期間=10年、水質監視期間を共用期間の10年と終了後10年の合計=20年間とすると、水・土壌汚染防止と安心確保の観点から、一つの処分場に対して最低20年間のオンラインでの連続的かつ公開された水質監視・管理システムを構築する必要があると考える。

2、候補地選定に係わる総合的意見；（下記の「3、総合的意見の根拠」参照）

- (1) 候補地概況調査結果から総合的に見て、建設候補地としての適性は、「現候補地」および「明野2」が、「明野7」および「明野8」よりも優れていると判断される。
- (2) 「現候補地」および「明野2」とを、水質・土壌汚染や施設の安全性の観点から特に重要と考えらる放流方式、地質条件、地盤の安定性、候補地から水源・集落までの距離や低標高地域の飲用井戸存在の有無などを比較すると両候補地の間には特異的な差異はないと考えられるが、「工事費」と「評価結果への“重み付け”結果」の観点を加えると、「現候補地」の方が適性が高いと判断される。

3、総合的意見の根拠；（候補地概況概況調査結果報告書に基づく。）

3-1、「各候補地調査結果一覧表」（現計画地編72ページ）に重み付けを行った場合の適性順位

各候補地調査結果における総合的評価を行うため、「経済性」以外の各評価項目の評価結果に対し“重み付け”を行うと、候補地としての適性順位は下記の通りとなる。

現候補地(24 P) > 明野2(18 P) > 明野7(16 P) > 明野8(15 P)

ただし、評価結果に対して、 =3、 =2、 =1、 x=0 のポイント(P)を与えた。

3-2、「各候補地調査結果一覧表」に若干の変更を加えて、同様の“重み付け”を行った場合の適性順位

前回の委員会(8/19)での指摘事項を考慮して、「現候補地」の「法規制該当事項及びその対応；」、「跡地利用性；」の変更を与えると、候補地としての適性順位は下記の通りとなる。

現候補地(22 P) > 明野2(18 P) > 明野7(16 P) > 明野8(15 P)

3-3、「経済性」における「工事費(億円)」に着目する場合の適性順位

工事費推定の内、下記2方式による推定工事費に基づく候補地としての適性順位は下記の通りとなる。

* 推定工事費 + 特異工事費 ；

現候補地(56.5) > 明野7(62.1) > 明野2(62.6) > 明野8(76.4)

* 上記の工事費に、浸出水処理施設からの放流方式を加えた推定工事費（明野7&8は塩川放流） ；

現候補地(56.5) > 明野2(62.9) > 明野7(63.3) > 明野8(77.6)

3-4、水質・土壌汚染や施設の安全性の観点から特に重要と考えられる評価項目での適性順位

* 浸出水処理施設からの放流方式の観点からは、 現候補地 ≧ 明野2 > 明野7 ≧ 明野8

* 地質条件の観点からは、 現候補地 ≧ 明野2 > 明野7 > 明野8

* 地盤の安定性からは、 現候補地 ≧ 明野2 > 明野7 ≧ 明野8

3-5、水源・集落までの距離や飲用井戸存在の有無などに基づく「現候補地」と「明野2」との比較

* 候補地の低標高地域での飲用井戸の存在； 両候補地に存在 ； 大差無し

* 候補地から水源までの大凡の距離 . . . ； 両候補地共に、1.4~2.5kmの距離を持つ； 大差無し

* 候補地から集落までの大凡の距離 . . . ； 両候補地共に、0.5~2.5kmの距離を持つ； 大差無し

